

制限付き一般競争入札実施要領（物品購入、業務委託、物件借入）

（趣旨）

第1条 この要領は、公益財団法人福井県下水道公社（以下「公社」という。）が発注する物品購入、業務委託、物件借入れにかかる契約について、入札に参加する者に必要な資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、「入札執行者」とは、公社事務決裁規程第4条に規定する入札執行者をいう。

（対象）

第3条 制限付き一般競争入札は、原則として、設計額（消費税および地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）が160万円を超える物品購入、100万円を超える業務委託、80万円を超える物件の借入れについて実施するものとする。

（入札公告の方法）

第4条 入札公告（以下「公告」という。）は、原則として、公社における掲示および公社ホームページを利用して一般の閲覧に供する方法により行うものとする。

（入札の公告事項）

第5条 入札の公告事項のうち、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める事項を公告するものとする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

- ① 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号。以下「財務規則」という。）第146条に基づき福井県知事が定める一般競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たすものであること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 入札の日において、県の指名停止措置を受けている者でないこと。
 - ウ 調達物品を安定して納入できることを証明した書類を全て提出した者であること。
 - エ 入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
 - ウ、エについては、入札公告で別に定めて、第19条の規定による入札参加資格委員会の議を経て、公社理事長（以下「理事長」という。）が決定するものとする。
- ② 入札参加資格については、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げるもののなかから、必要に応じて定めることができるものとする。
 - ア 本店または営業所等の所在地に関すること。
 - イ その他必要な事項

(2) 入札保証金に関する事項

(3) 入札の無効に関する事項 次のいずれかに該当する入札を無効とすること。

- ア 入札に加わる資格がない者または資格のなくなった者のした入札
- イ 入札保証金を要するものについて、所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- ウ 入札者またはその代理人がした二以上の入札
- エ 二人以上の代理をした者のした入札
- オ 入札者が連合した入札
- カ 最低制限価格が設けられている場合において、これに満たない金額をもって行った入札
- キ 入札の際、不正の行為をした者の入札
- ク 金額その他要点を確認することができない入札
- ケ 入札参加資格がある旨の確定通知を受けていない者が行った入札

- コ 当該資格の有無にかかる審査の申請において虚偽の申請を行った者が行った入札
- サ 入札心得において示した条件その他あらかじめ公告等において示した条件に違反した者が行った入札
- シ その他一般競争入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った入札

(4) 入札条件に関する事項

- ア 契約書の作成に関する事項
- イ 契約保証金に関する事項

(確認申請書等の提出等)

第6条 制限付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札参加資格確認申請書（様式第1号）および入札参加資格確認資料（以下これらを「確認申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 2 確認申請書等の提出期限は、原則として、公告の日の翌日から起算して10日以上（休日を含む。）経過した日で入札執行者が公告において指定する日までとする。
- 3 確認申請書等の提出は、直接持参する方法によるものとし、郵送または電送を認めない。
- 4 前項の入札参加資格確認資料の提出後は、撤回、内容の修正または再提出をすることができない。

(入札参加資格の有無の通知)

第7条 入札執行者は、前条第2項に規定する確認申請書等の提出期限の日の翌日から起算して原則として5日以内（休日を除く。）に、入札参加資格の有無を、入札参加資格確認通知書（様式第2号）により、確認申請書等を提出した者に通知するものとする。

- 2 入札執行者は、入札参加資格の有無の確認のために必要があると認めるときは、確認申請書等を提出した者に、資料の提出、説明その他必要な指示を行うことができる。
- 3 第1項に規定する入札参加資格の有無の確認は、第19条に規定する入札参加資格委員会の議を経て行うものとする。
- 4 確認申請書等を提出した者が第2項の規定による指示に従わないときは、入札参加資格がないものとする。
- 5 第1項の規定による通知（次条および第9条において「確認通知」という。）は、郵送により行うものとする。

(入札参加資格がない旨の通知を受けた者に対する理由の説明)

第8条 入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、入札執行者に対し、書面により、入札参加資格がないとされた理由の開示を求めることができる。

- 2 前項の書面の提出期限は、確認通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。
- 3 入札執行者は、前項の規定による書面の提出があったときは、原則として同項に規定する提出期限の日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、当該書面を提出した者に対し、書面により回答するものとする。
- 4 前項の回答は、入札参加資格委員会の議を経て行うものとする。

(入札の辞退)

第9条 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者は、入札書を提出するまでの間は、入札を辞退することができる。

- 2 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者が第11条に規定する入札期間内に入札書を提出しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
- 3 前2項の規定により入札を辞退した者は、入札を辞退したことのみを理由として、以後の入札等について不利益な取扱いを受けない。

(入札説明書等に関する質問)

第10条 入札説明書等に関する質問がある場合は、質問書（様式第3号）に質問内容を記入し、提出するものとする。

- 2 質問書の提出は、持参または郵送を原則とする。ただし、次のいずれの要件を満たす場合、電送による提出を認める。
 - ア 質問の内容が調達物品、業務委託、物件借入れおよび入札説明書に関する事項であること。
 - イ 質問者が確認できること。
 - ウ 後日、書面により郵送を行うこと。
- 3 質問書の提出期間は、原則として、公告の日の翌日から入札執行日の5日前まで（休日を除く。）とする
- 4 質問書の提出場所は、契約担当グループとする。
- 5 質問書に対する回答は、書面により速やかに質問者に対して行うとともに、公社ホームページに掲載する。
- 6 質問に対する回答書の閲覧は、入札期間が開始する日の前日まで行う。
- 7 入札説明書等にかかわらない事項についての質問は、入札日前日の午後4時までとし、電話によるものも認める。

(入札)

- 第11条 入札書（様式第4号）の提出方法は、郵送入札によるもの（配達記録が残る郵便等に限る。）とし、持参または電送によるものは認めない。なお、入札書は提出期限必着とし、消印有効は認めない。提出期限外に提出された入札書は、いかなる事由があっても受け付けない。併せて、入札書の到着確認の問い合わせについては、一切応じない。
- 2 入札書の受付期間は、原則として、開札日の前々日および前日の2日間（休日を除く。）とし、それぞれの日の受付時間は、前々日にあつては午前8時30分から午後5時まで、前日にあつては午前8時30分から午後4時までとする。

(入札書等の保管)

- 第12条 郵送入札により公社に提出された入札書等の保管については、施錠できる保管場所を設け、入札執行者が厳重に管理するものとする。

(入札参加者一覧の作成)

- 第13条 事務担当者は、開札日前日に入札執行者の立会いの下、郵送された封筒の表記を基に入札参加者の一覧を作成するものとする。この場合においては、いかなる理由があっても封筒を開封しないものとする。

(開札の実行)

- 第14条 入札執行者は、開札日時に至ったときは、遅滞なく予定価格調書を開封し、開札を行うものとする。
- 2 開札は、入札者またはその代理人を立ち合わせて行うことができる。ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。

(再度の入札の実施)

- 第15条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、1回に限り、再度の入札を行うことができるものとする。
- 2 2回目の入札において、代理人が入札しようとするときは、委任状（様式第5号）を提出しなければならない。
 - 3 再度の入札を行ってもなお落札者がいないときは、入札執行者は、不落随契（地方自治法施行令第167条の2第8号に規定する随意契約をいう。以下同じ。）を行うことができるものとする。

(入札の取りやめ)

- 第16条 入札執行者は、次のいずれかに該当する場合には、入札を取りやめるものとする。
- (1) 談合情報対応要領に定める談合があった場合もしくは談合の疑いがある場合または入札手続上の不備がある場合など、入札執行者が公正な入札を維持することができないと認めた場合

- (2) 前条第1項の再度の入札を実施しない場合
 - (3) 前条第3項の規定による不落随契を行わない場合
- 2 前項の規定による入札の取りやめが、開札を行う前である場合にあつては、遅滞なく公社ホームページに掲載する方法により周知するものとし、開札を行った後である場合にあつては、取りやめ通知書により入札参加者に通知するものとする。

(落札決定)

- 第17条 入札執行者は、開札を行ったときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者と決定するものとする。
- 2 前項の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定するものとする。
- 3 入札執行者は、落札者を決定したときは、落札を確認したうえで、落札決定通知書(様式第6号)により入札参加者に通知するものとする。

(入札結果等の公表)

- 第18条 入札執行者は、落札者を決定したときは、速やかに、入札結果を公社ホームページを通じて一般の閲覧に供するものとする。
- 2 前項の規定により閲覧に供する入札結果には、落札者および落札決定の日を表示するものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、入札を無効または失格とされた者がいるときは、入札を無効または失格としたことおよびその理由を表示するものとする。

(入札参加資格委員会)

- 第19条 次に掲げる事項を審議するため、入札参加資格委員会を設置するものとする。
- (1) 入札参加資格の決定に関する事項
 - (2) 入札参加資格の確認に関する事項
 - (3) その他入札を適正に執行するために必要な事項
- 2 入札参加資格委員会は、理事長が指名する者をもって構成する。

(その他)

- 第20条 この要領に定めのない事項については、前条第1項の入札参加資格委員会の議を経て理事長が定める。

附 則

この要領は、平成26年2月24日から施行する。